

JR 神戸駅・D51 前道路の歩行者専用道路化（広場化）社会実験 キッチンカー・フード屋台出店者募集要項

神戸市では「(仮称) D51 前道路」において、歩行者専用道路化（広場化）を目指して社会実験を行います。広場を活用し気軽に人が集まり、来場者の皆さんに楽しんでもらえるよう、社会実験を盛り上げてくれる「キッチンカー・フード屋台」の出店者を募集します。

【社会実験の目的】

- D51 広場の将来形状・活用の体験による、将来イメージと気運の醸成と担い手の発掘
- 地域住民・地域企業・行政が連携して管理・活用を行っていくための、実践的練習及び体系づくり
- D51 広場計画への反映を目指した、地域からの意見・活用方法の収集

1. 社会実験の概要

| | |
|------|--|
| 日時 | 2024年5月11日（土）午後・夜 5月12日（日）午後 |
| 場所 | D51 前道路（当日は通行止め）、神戸 D51-PARK（高架下） |
| 開催内容 | （5月11～12日） ・(仮称) D51 前道路の通行止め、広場化 （5月11日） ・キッチンカー・フード屋台出店 ・イベント、ワークショップ ※別途募集 ・高架下でのブース出展、ミニ電車の走行 |
| 主催 | 神戸市建設局駅前魅力創造課 |

2. 出店者募集の概要

(1) 出店日時

2024年5月11日（土）12:00～19:00 ※搬入・搬出時間は 4(1)搬出入についてを参照

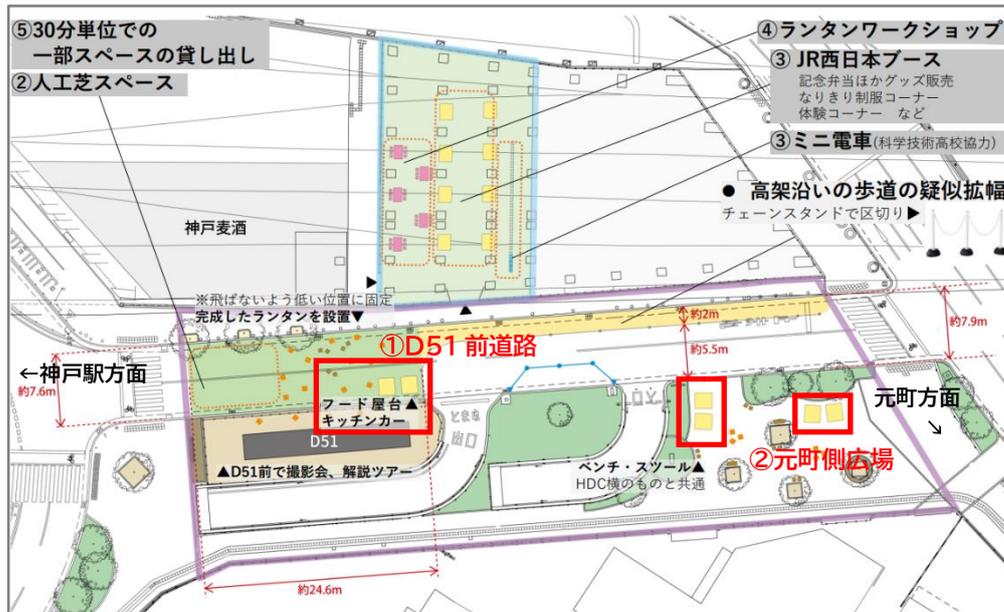
(2) 出店場所・区画

①D51 前道路・2区画程度（当日は通行止め）

②元町側広場・4区画程度

(3) 出店料

社会実験の一環で実施のため、道路占用料はかかりません。その他、出店に必要な一切の費用（キッチンカー・屋台の準備、設営、搬入搬出等）は出店者で負担すること。



1 区画：3.6m×1.8m程度（最大6区画）

※ 区画内にテント等の持込みも可能ですが、区画内にすべてを収めてください。

※ 出店区画の位置は事務局と事前に調整のうえ決定します。

(4) 出店内容

下記に該当するものは販売できません。

- 公序良俗に反する物品の出店。※商標登録など知的財産に関する違反行為
- 加熱食品ではないもの、その他食品衛生に関して、衛生監視事務所から販売が適切でない
と判断されたもの。
- 主催者が適切でない判断したもの。

3. 応募方法

(1) 受付期間

2024年3月19日(火)13:00 から 3月28日(木)17:30 まで【必着】

(2) 申込方法：

下記の申請書類をメールもしくは郵送にて提出してください。

【申請書類】

- ✓ 申請書様式（フード屋台・キッチンカー出店用） ※必要情報を明記
- ✓ 食品衛生関係法令等に規定する営業許可（写し）

【送付先】

事務局 合資会社ゼンクリエイト 担当 藤本

メール：fujimoto@zencreate.com

郵送：〒662-0918 兵庫県西宮市六湛寺町9-33 西宮ファーストビル5F

合資会社ゼンクリエイト

(3) 出店者資格

下記に該当する方は申込みをお断りしています。申込み後、出店確定後に当該事実が判明した

場合は、出店資格を取り消します。また、出店取り消しにより発生した損害などは、いかなる理由があっても負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。

- 暴力団関係者、もしくはその関係者に対して利益の供与を行うもの。
- 政治的行為、布教活動等を行うもの。
- 過去に同種のイベント等において、公序良俗に反する行為等を行ったものや、イベント実施者が定める注意事項を守らなかったもの。また、それを理由に参加を拒否されたことがあるもの

(4) 出店者の決定

決定方法：応募多数の場合は、主催者が申請書類等を精査の上、出店者を決定します。

※ 原則、神戸市中央区内・神戸市内の方を優先して決定いたします

決定の通知：募集期間終了後、代表者に対しメールで通知いたします。

※ 出店者の都合による出店中止は、原則認めません。

※ 商品・物品の所有権・著作権は出展者に帰属しますが、記録・広報に関する写真の撮影・情報提供にご協力ください。

(5) 出店後の手続き

① 出店により生じた第三者への損失補償に備え、次の保険に加入してください。

- 施設賠償責任保険
- 生産物賠償責任保険

※ 出店者名義で各1億円以上に参加

② 期日までに必要書類を事務局にお送りください。

【提出期日】2024年4月12日（金）必着

【必要書類】

- ✓ 出店申請書
- ✓ 誓約書
- ✓ 本人確認書
- ✓ 保険証券の写し（加入が証明できる書類でも可）

(6) 営業補償について

- 会場レイアウトの変更や雨天による中止、また電源容量オーバーによる停電など、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償を一切行いません。また営業物品その他の買取りなども一切行いません。
- 禁止事項をはじめ、募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合もしくは出店内容届出書に記載された内容と異なる営業をした場合は、即時退店・閉店を要求します。その場合も出店に係った費用の負担はいたしません。また出店に関する損害も補償しません。

4. 出店ガイドライン

(1) 搬入出について

【搬入時間】2024年5月11日（土）10:00～11:30

【搬出時間】2024年5月11日（土）19:00～20:30

- ※ 上記時間帯以外の搬入出はできません。
- ※ 出店者用の駐車場はありません。必要な場合は周辺の駐車場をご利用ください。
- ※ イベントエリア内の搬入・搬出は、主催者または主催者が委託する警備会社の指示に従ってください。
- ※ 搬出入に関する事項は、出店決定後、団体の代表者に別途通知いたします。
- ※ 物品の搬入・搬出時に生じた接触事故等に関して、主催者は一切の責任を負いません。また、損害が発生した場合には出店者が全額賠償の責めを負います。
- ※ 周囲の交通の妨げとならないよう、資材の搬入はすみやかに行ってください。

(2) 給排水について

出店者による準備を基本としますが、難しい場合は個別に相談に応じます。

(3) 電気の使用について

出店者にてバッテリー等の準備を基本としますが、難しい場合は個別に相談に応じます。

(4) 火気器具の使用について

- ガスコンロ等を使用する場合は、業務用消火器（ABC10型以上）を必ず設置すること。
- ガスホースは、ガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検すること。
- プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、必要に応じて転倒しないよう鎖等で固定すること。また火気とは2m以上離して管理すること。
- カセットボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋などを使用したり、2台以上並べて使用した場合、ガスボンベが高温となり内圧の上昇により爆発火災になる危険性があり、使用にあたっての取扱説明書を確認の上適性な取扱いをすること。
- テント内にて火気を使用する場合は、防火防災剤を使用すること。
- ※ 火器となる機器は、ガソリン等の液体燃料、プロパンガス等の気体燃料、薪・木炭等の固体燃料、電子レンジやホットプレート等電熱を使う器具すべてを指す。

(5) 食品の取扱いについて

- 食品を取り扱う前には、必ずせっけん消毒液で手を洗ってください。消毒用ペーパータオルは各店で必ず用意してください。
- 用後は、必ず十分に手を洗ってください。
- 提供する食品は必ず十分な加熱を行って調理してください。
- 下痢など体調の悪い人は、調理をしないようにしてください。
- 食品を取り扱う人と、お金を扱う人は区別してください。区別できない場合は、お金を扱った後は必ず手を消毒してください。
- それぞれの食品・原材料に応じた保管をしてください。
- 販売時に消費者へ、食品は持ち帰らずその場で喫食するよう注意を促してください。
- 仕込みや調理は当日行ってください。仕込みは、営業許可を受けた施設や調理室など、食品を衛生的に扱える場所で行ってください。

- 万が一事故が起きた際のために、当日販売したものを検査用に 2 週間冷凍保存してください。
- 兵庫県食品衛生法基準条例に準じて、下記の設備を設けてください。
 - ✓ 流水式の手洗い設備（コック付きポリタンク）
 - ✓ 温度計を備えた冷蔵設備
 - ✓ 手指の消毒設備
 - ✓ 不浸透性材料で作られた廃棄物容器（蓋付き）
- ※ なお、衛生面から本イベントでは下記商品の調理・販売を禁止します。
 - きゅうりの一本漬け等漬物の販売（市販品の小分けトッピング可）
 - おにぎりの調理（市販の包装済品の販売に限り可。保管温度に注意すること。）
 - 生野菜および生果物の販売と調理への使用（缶詰の果物を切らずに使用・トッピングもしくはプレカットの市販品をそのまま盛り付ける場合は可）
 - ローストビーフ（未加熱品）を使用したメニュー、「ローストビーフ」の名を使用したメニュー（直前に十分な加熱調理が施される焼肉等は可）
 - その他、提供直前に加熱がされないもの（生果汁以外の飲料およびかき氷・製造済みアイスクリームの販売は可）
- ※ 詳細は以下ウェブサイトをご確認ください。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a99427/business/todokede/hokenfukushikyoku/license/h037.html>
- ※ 食品についての取扱いは下記にお問い合わせください。
生活衛生ダイヤル 電話：078-771-7497（平日 8:45～17:30）

(6) 禁止事項

- 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止とします。
- 拡声器、マイクなどによる宣伝は禁止とします。
- 会場内は、全て禁煙とします。
- 照明等の電気は主催者が一括供給するため、発電機の持込・設置は禁止とします。
- 当選した出店権利を第三者に貸与、転売及び譲渡することはできません。
- 会場近隣の商業施設等への駐車はできません。

(7) 感染防止等の施策について

- 37.5℃以上の発熱等その他感冒症状がみられる場合は出店を控えてください。
- 従事者は接客・調理時に適宜マスクの着用をお願いします。
- 感染性疾患を防止するため、アルコールなど消毒液の設置をお願いします。
- 出店責任者は、当日の従事者名簿を作成し主催者より提出を求められた場合は速やかに提出をお願い致します。なお、従事者名簿は実施より 2 週間は出店責任者で保管をお願いします。

(8) 衛生・原状回復について

- 出店により発生したゴミは出店者にて持ち帰ること。
- イベント会場内や周辺の植栽・排水溝にゴミ等の廃棄をしないこと。

- 出店者は、会場スペースを汚さぬよう十分に注意し、出店テント周辺に汚れが生じないよう段ボールなどによる養生を必ず行うこと。
- 営業終了後、会場の清掃について協力すること。
- 出店に必要な機材等全て出店者負担とし、イベント終了後は原状回復すること。

(9) 出店者の責任・補償について

- 出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負うこと。
- 万一事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し、主催者の指示に従うこと。また、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。
- 主催者、保健所、警察、消防などより指導があった場合は、それに従うこと。
- 出店商品などの管理、保護については主店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損害・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しない。
- 主催者が定める出店に関する取り決めに反した場合は、ただちに出店権利を取消す。
- 待機列が出来た場合は、出店者の責任において動線の確保を行うこと。また、予め待機列が想定される場合は、従事者数を増やすなどで対応すること。

5. 問合せ先

【事務局】

合資会社ゼンクリエイト 担当 藤本

〒662-0918 兵庫県西宮市六湛寺町9-33 西宮ファーストビル5F

メールアドレス：fujimoto@zencreate.com

電話番号：0798 - 37 - 1152

【主催者】

神戸市建設局駅前魅力創造課 担当：宮崎・佐藤

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1（神戸市役所4号館7階）

メールアドレス：ekimae_miryoku@office.city.kobe.lg.jp

電話番号：078 - 322 - 6980